【様式１】

規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称：重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

規 制 の 名 称：（１）規制区域の指定及び規制区域内における土地等の取得規制等
（２）重要施設の追加

規 制 の 区 分：☐新設　☑拡充　☐緩和　☐廃止

担 当 部 局：内閣府政策統括官（重要土地担当）

評 価 実 施 時 期：令和８年 10 月

１　規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

・　我が国を取り巻く安全保障環境の変化に伴い、重要施設の周辺の区域内及び国境離島の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島の機能を阻害する行為の用に供されることを未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、重要施設の対象の拡大並びに規制区域の指定、規制区域内にある土地等の所有権の移転の許可及び当該土地等の使用収益権の設定等の届出の制度の創設等の措置を講ずる。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

・　我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増す中、世界においてドローン等を利用した新しい戦い方が出現しており、また、我が国の周辺海域において、領海侵入事案等が繰り返し発生しているところ、こうした事態に対応するため、一定の土地等について取得段階で規制する仕組みの導入等が必要である。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

（１）規制区域の指定及び規制区域内における土地等の取得規制等

・　内閣総理大臣は、一定の要件に該当する重要施設周辺又は国境離島に係る特別注視区域を規制区域として指定することができることとする。

・　規制区域内にある土地等の所有権の移転をする場合には、当事者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならないこととする。

・　法人等が規制区域内にある土地等の所有権を合併等により取得した場合、当該法人等は、一定期間内に内閣総理大臣に届け出なければならないこととし、内閣総理大臣は、一定の要件に該当すると認めるときは、当該法人等に対し、当該土地等の所有権を一定期間内に譲渡すべきことを命ずることができることとする。

・　規制区域内にある土地等を所有する法人等の支配関係に変動があったことにより一定の要件に該当するに至った場合、当該法人等は、一定期間内に内閣総理大臣に届け出なければならないこととし、内閣総理大臣は、一定の要件に該当すると認めるときは、当該法人等に対し、当該土地等の所有権を一定期間内に譲渡すべきことを命ずることができることとする。

・　規制区域内にある土地等の使用収益権の設定又は移転をした場合には、当事者は、一定期間内に内閣総理大臣に届け出なければならないこととする。

・　内閣総理大臣は、規制区域内にある土地等について、一定の場合に、その職員に立入調査をさせることができることとする。

・　警察庁長官は、一定の場合に、規制区域内にある土地等の利用者その他の関係者に対し当該土地等の利用

に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができることとし、当該指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、一定の場合に、その職員に立入調査をさせることができることとする。

（2）重要施設の追加

・　その周囲を注視区域又は特別注視区域として指定することができる重要施設に内閣総理大臣官邸等を追加することとする。

2　規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他非規制手段の検討状況＞

□検討した　☑検討しなかった

（検討した内容・結果：　　）

（検討しなかった理由）

□具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため

□規制を共管する他の府省で、別途、比較検証を行っているため

☑既存規制の拡充を検討しており、非規制手段を検討する余地がないため

□既に非規制手段を導入しており、その他の非規制手段案もないため

□既存規制の緩和・廃止に伴って付随的に発生する規制であり、全体的には遵守費用が軽減するため

□その他

（「その他」の具体的理由：　　）

＜その他の規制手段の検討状況＞

□検討した　☑検討しなかった

（検討した内容・結果：　　）

（検討しなかった理由）

□具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため

□規制を共管する他の府省で、別途、比較検証を行っているため

☑既存規制の拡充を検討しており、既存規制と本規制案との間に他の規制手段案がないため

□既存規制の緩和・廃止に伴って付随的に発生する規制であり、全体的には遵守費用が軽減するため

□その他

（「その他」の具体的理由：　　）

3　効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

（1）規制区域の指定及び規制区域内における土地等の取得規制等

・　規制区域内における土地等について、所有権の移転に係る許可制の導入や使用収益権の移転又は設定に係る届出制の導入等の措置を講ずることにより、特に保護する必要性の高い重要施設及び国境離島に対する機能阻害行為の防止を図ることが可能となり、本法の目的である国民生活の基盤の維持並びに我が国の安全保

障及び領海等の保全に寄与することができる。

なお、その効果については、本法に基づく措置をとらなかった場合に行われ得る機能阻害行為の態様、影響の性質及び程度ごとに、あるいは個々の施設ごとに異なることから、一律かつ定量的に把握することは困難である。

（２）重要施設の追加

・　その周囲を注視区域又は特別注視区域として指定することができる重要施設に内閣総理大臣官邸等を追加することにより、これらの施設に対する機能阻害行為の防止を図ることが可能となり、本法の目的である国民生活の基盤の維持及び我が国の安全保障に寄与することができる。

なお、その効果については、本法に基づく措置をとらなかった場合に行われ得る機能阻害行為の態様、影響の性質及び程度ごとに、あるいは個々の施設ごとに異なることから、一律かつ定量的に把握することは困難である。

4　負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

（１）規制区域の指定及び規制区域内における土地等の取得規制等

・　内閣総理大臣への許可申請又は届出

本法律案により、規制区域内にある土地等の所有権の移転をする場合には許可申請を、法人等が規制区域内にある土地等の所有権を合併等により取得した場合、規制区域内にある土地等を所有する法人等の支配関係に変動があったことにより一定の要件に該当するに至った場合又は規制区域内にある土地等の使用収益権の設定又は移転をした場合には届出をしなければならないこととなるため、当該許可申請又は届出のための書類作成及び提出に係る費用が発生する。仮に許可申請書又は届出書の作成及び提出に 30 分かかるとすると、１件当たり 1,393 円（※）の費用が発生すると見込まれる。

※平均給与額及び年間総労働時間より算出

平均給与額（年間）÷年間総労働時間（事業所規模 30 人以上）＝申請者の時給

4,775,000 円÷1,714 時間＝2,785.88≒2,786 円

申請書作成に要する時間を 30 分（0.5 時間）と仮定

2,786 円×0.5＝1,393 円

（平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」（令和６年）、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」（令和６年）による）

・　立入調査

立入調査の必要があると認められた場合には、その対応のための費用が生ずることが想定されるが、立入調査の対応に要する費用は、対象となる土地等の利用状況や面積に影響されるなど、事案ごとの個別の事例によるため、一概に遵守費用を算出することは困難である。

（２）重要施設の追加

重要施設に内閣総理大臣官邸等を追加することにより、その周囲を注視区域又は特別注視区域として指定することができることとなり、仮にこれらの施設の周囲が注視区域に指定された場合には、機能阻害行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべきことの勧告・命令に係る措置をとるための費用、特別注視区域に指定された場合には、土地等の所有権の移転の届出に対応するための費用が生ずることが想定されるが、現時点において、区域指定される箇所及び範囲が未定であるため、一概に遵守費用を算出することは困難で

ある。

＜行政費用＞

（１）規制区域の指定及び規制区域内における土地等の取得規制等

規制区域の指定の手続に要する費用、許可申請に対する所要の審査を行うための費用、届出の受付に要する費用、機能阻害行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべきことの命令を行うための費用、立入調査を行うための費用等が生ずることが想定されるが、現時点において、規制区域に指定する箇所及び範囲が未定であるため、行政費用の定量化や金銭価値化は困難である。

（２）重要施設の追加

重要施設の周辺の区域を注視区域又は特別注視区域に指定する場合、区域指定の手続に要する費用が生ずることが想定される。また、仮に注視区域に指定した場合には、機能阻害行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべきことの勧告・命令を行うための費用、特別注視区域に指定した場合には、土地等の所有権の移転の届出の受付に要する費用が生ずることが想定される。なお、現時点において、区域指定する箇所及び範囲が未定であるため、行政費用の定量化や金銭価値化は困難である。

＜その他の負担＞

５　利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☑意見聴取した　□意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

「外国人による土地取得等のルールの在り方検討会」において規制の在り方についての検討が行われ、

・「安全保障の観点では、土地の持つ公共性・公益性は前面に出るものであり、安全保障上重要な土地等は本来自由取引の対象とするべき性質のものではないと考えられる。安全保障環境の変化を踏まえれば、従来の枠組みにとどまらず、土地等の取得そのものに関するルールの在り方について見直しを検討する時期に来ていると言えよう。」

・「土地等の取得段階で一定の関与を可能とする仕組みを設けることで、新しい戦い方を見据えたリスク軽減を図ることが重要」

・「許可制であれば、土地等の取得に係る法律行為の効力発生を行政庁の許可に係らしめることにより、安全保障上懸念のある行為に利用されるリスクが認められる取得について、その効力の発生自体を阻止することが可能となる。その結果、上記のリスクの発現を事前に防止することができ、本制度の目的に最も適合した規律であると考えられる。」

旨提言された。

＜関連する会合の名称、開催日＞

・「外国人による土地取得等のルールの在り方検討会」において、安全保障の観点からの土地取得等のルールの在り方について検討が行われた（令和８年 10 月２日提言）。

＜関連する会合の議事録の公表＞

・内閣官房のウェブサイトにおいて、議事概要を公表。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/symbiotic_society/gaikokujin_tochishutoku/index.html

（意見聴取しなかった理由）

□具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため

□遵守費用が増加せず、規制対象者以外の利害関係者もいないため

□参加者の抽出又は参集が困難なことから、別途、アンケート調査を行っているため

□規制を共管する他の府省で、別途、意見聴取を行っているため

□その他

（「その他」の具体的理由：　　）

６　事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

・　見直し条項（年限５年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和 15 年度であり、それまでに事後評価を実施予定。